

保存文書の誤廃棄について

千葉市夜間応急診療において、診療録（紙カルテ）（以下「診療録」という。）を誤って廃棄していたことが判明しましたので、お知らせします。

受診者および関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和8年9月14日に診療記録情報提供の申し出を受け、当該診療録を確認しようとしたところ、当該診療録を含む保存期間を満了していない診療録を誤って廃棄していたことが判明しました。

2 誤廃棄した文書

- （1）文書名 診療録
- （2）件数 5, 825件
- （3）診療年度 令和3年度
- （4）保存期間 5年（医師法および千葉市公文書管理規則による）
- （5）保存満了日 令和9年3月31日

3 診療録の記載内容

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、診察券番号、保険種別、保険者番号・記号番号、公費負担番号、公費受給者番号、被保険者氏名、傷病名、既往歴・原因・主要症状・経過等、処方・処置

4 判明までの経緯

令和8年7月に保存期間を過ぎた診療録の抽出作業および病院移転に伴う倉庫の整理作業を行い、廃棄予定の診療録等を別倉庫に移動させた。

8月27日に別倉庫に保管していた令和3年度分の診療録を含む廃棄予定の書類を廃棄物処理事業者が搬出し処分した。

9月14日に診療記録情報提供の申し出があった際、令和3年度分の診療録が存在しないことが発覚し、誤って廃棄したことが判明した。

5 原因

廃棄対象であるとの思い込みによる保存期間の確認漏れ、および保存満了日を文書保存箱に明記していなかったことによるもの。

6 影響について

- ・誤って廃棄した診療録は既に溶解処理されており、個人情報の流出はありません。
- ・本件の対象は、夜間応急診療において作成された令和3年度の紙カルテのみであり、その他の診療で使用している電子カルテは対象ではありません。
- ・夜間応急診療は、初期診療を行っており翌日かかりつけ医に受診していただくことを原則とするものであり、継続的な診療を行うものではないため、今回の誤廃棄による現在の診療業務への影響はないと考えております。

7 診療記録情報提供申出者への対応

本件の判明後、診療記録情報提供の申し出をされた方に対し、診療録を誤って廃棄していたことを説明し、謝罪済みです。

8 再発防止策

- (1) 文書保存箱にカルテを保存する際は、保存満了日を複数人で確認の上、記載する。
- (2) 保存期限等を確認するチェック表を作成の上、廃棄する際は、担当と監督職のダブルチェックを実施する。